

平成22年10月 吉日

各位 様

宇都宮社会保険病院

院長 大竹 一栄

特定保健指導事業における業務提携に関するお知らせ

全国協会健保栃木支部(以下協会けんぽ)様と宇都宮社会保険病院は、下記の通り特定保健指導事業における業務提携契約を締結致しましたのでお知らせいたします。

記

1. 業務提携に至る経緯

協会けんぽ様では生活習慣病予防健診を受診した結果、特定保健指導の対象となられた加入者ご本人(被保険者)に対して協会けんぽの保健師が事業所へお伺いし、特定保健指導として健康づくりのアドバイスを現在実施しております。今後、生活習慣病予防健診の受診者の増加等により、対象の方が大幅に増加することが見込まれるため、健診後の特定保健指導について、協会けんぽ様と当院にて業務提携をさせて頂き、特定保健指導事業の早期普及・定着に向け、より多くの保険者様に対し特定保健指導サービスを提供していくために、今般、業務提携に至ったものであります。

2. 業務提携内容

特定保健指導には、「動機付け支援」と「積極的支援」があります。

動機付け支援

動機付け支援対象者が、自らの健康状態や生活習慣の改善すべき点を自覚し、自ら目標を設定し行動に移すことができるよう支援が行われるものです。

〔支援期間及び頻度〕 原則1回の支援

〔内容〕 面接による支援および実績評価

面接による支援は、基本的に以下のようになっています。

- ①生活習慣と特定健診の結果との関係の理解、生活習慣を振り返ること、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識の習得およびそれらが及ぼす影響など、生活習慣の改善の必要性について説明を受けます。
- ②生活習慣を改善する場合の利点および改善しない場合の不利益について説明を受けます。
- ③食事、運動など生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導を受けます。

- ④行動目標や実績評価の時期の設定について支援を受けます。
 - ⑤生活習慣を改善するために必要な社会資源の紹介を受け、有効に活用できるように支援を受けます。
 - ⑥体重および腹囲の計測方法について説明を受けます。
 - ⑦行動目標および行動計画が作成されます。
- ※支援形態は、1人20分以上の個別支援、もしくは80分以上のグループ支援。
行動計画策定日から6ヶ月以上経過後に、**実績評価**が行われます。
- ・設定した行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて評価を受けます。
 - ・必要に応じて、計画策定日から6ヶ月経過前に支援対象者が自ら評価するとともに、6ヶ月以上経過後に医師、保健師または管理栄養士による評価を受けます。
 - ・実績評価の結果は、面接または通信(電話、メールなど)により受けます。

積極的支援

積極的支援対象者が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取り組みが継続できるよう支援が行われるものです。

〔支援期間及び頻度〕 初回に面接、以降3ヶ月以上の継続的な支援

〔内容〕

- ①当該年度および過去の特定健診の結果等を基に、身体状況の変化について説明を受けます。
- ②具体的に実践可能な行動目標を選択します。
- ③医師、保健師または管理栄養士が、行動目標を達成するために必要な特定保健指導計画を作成します。
- ④その計画に基づく行動が継続できるよう保健指導者から定期的に支援を受けます。

この支援には、支援Aと支援BがありAの方法で160ポイント以上、Bの方法で20ポイント以上、計180ポイント以上の支援を受けることが最低条件となっています。

○支援A

- ・過去の生活習慣および行動計画の実施状況に応じて、必要な支援を受けます。
- ・食事動などの生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導を受けます。
- ・行動計画の実施状況を保健指導者に提出します。それに基づき支援を受けます。

<方式>

個別支援A、グループ支援A、電話支援A、電子メール支援A

・個別支援Aは、5分間の支援が1単位で、1単位あたり20ポイント。1回あたり10分以上の支援が行われ、支援1回あたりのポイント算定の上限は120ポイント。

・グループ支援Aは、10分間の支援が1単位で、1単位あたり10ポイント。

1回あたりの40分以上の支援が行われ、支援1回あたりのポイント算定の上限は120ポイント。

・電話支援Aは、5分間の会話が1単位で、1単位あたり15ポイント。

支援1回あたり5分以上の会話が行われ、支援1回あたりのポイント算定の上限は60ポイント。

・電子メール支援Aは、1往復の支援が1単位で、1単位あたり40ポイント。

○支援B

初回面接の際に作成された行動計画の実施状況が確認されます。

<方式>

個別支援B、電話支援B、電子メール支援B

・個別支援Bは、5分間の支援が1単位で、1単位あたり10ポイント。

1回あたり5分以上の支援が行われ、支援1回あたりのポイント算定の上限は20ポイント。

・電話支援Bは、5分間の会話が1単位で、1単位あたり10ポイント。

支援1回あたり5分以上の会話が行われ、支援1回あたりのポイント算定の上限は20ポイント。

・電子メール支援Bは、1往復の支援が1単位で、1単位あたり5ポイント。

<算定方法>

支援Aおよび支援Bのポイント算定は、以下のことに留意して行われます。

・同日に複数の支援を受けた場合、1つの支援のみが算定対象となります。また、同日に同一の支援を複数回受けた場合、ポイントの算定対象となるのは1回の支援のみです。

・特定保健指導と直接関係ない情報のやりとりはポイントの算定対象とはなりません。

・行動計画の作成や提出に関する電話やメールのやりとりは、ポイントの算定対象とはなりません。

〔実績評価〕

行動計画策定日から6ヶ月以上経過後に、実績評価が行われます。

・設定した行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて評価を受けます。

・必要に応じて、計画策定日から6ヶ月経過前に支援対象者が自ら評価するとともに、6ヶ月以上経過後に医師、保健師または管理栄養士による評価を受けます。

・実績評価の結果は、面接または通信(電話、メールなど)により受けます。

3. 契約締結日

平成22年10月1日

以上

特定保健指導は、加入者のみなさまが健診結果から自らの体の状態を知り、健康な生活習慣に対する関心を深め、生活習慣病を予防することを目的として実施する事業であります。業務提携したことに伴い、当院の保健師等が事業所へお伺いさせていただきます。ことが今後、多くなると思いますので宜しくお願い申し上げます。尚、特定保健指導の料金は協会けんぽ様が全額補助していただきますので、これまで通り無料となります。生活習慣の改善に取り組みましょう。是非ご利用ください。

お問い合わせ先

〒321-0143 栃木県宇都宮市南高砂町 11 番 17 号

宇都宮社会保険病院 保健指導科 TEL028-688-5532(直通)